

江西ソビエト時期の米価問題

小林 靖 夫

一 はじめに

一九二七年以来、江西省西南部の各地に点々と連繫もなく分散状態にあったソビエト政権は次第に統合され、一九三一年一月、中華ソビエト共和国中央政府が樹立された。だが国民党軍の第五次「圍剿」に対して軍事的敗北を蒙つた結果、一九三四年一〇月、中国共産党と紅軍は延安に向け西遷することとなった。しかし、その三年間、ソ区経済内部にも困難な経済問題をかかえていたことも指摘されている。例えば、経済封鎖とその影響⁽¹⁾、世界恐慌による中国経済全体の不況とその余波などである。

本稿においては、従来の研究を参照しながら、なおそれらにおいて一般的にしか言及されなかった、一九三二年の江西省ソビエト地域における米価の下落の問題に注目し、その実情と原因を検討し、それが農民と農業生産および小作関係に及ぼした影響を考慮し、最後に中国共産党のそれらに対する政策を論じようと思う。何故なら、江西地区においては、主要農産物は米

である故に、米価変動の問題は農民にとっても政府にとっても、経済的・政治的に大きな意味をもっていたと思われるからである。

本稿が依拠する主な資料は、従来のこの時期の中国経済や江西ソビエトに関する諸研究のほかに、研究者の間ではよく知られている陳誠コレクションのマイクロフィルムである。これをもとにいくつかの資料集も出版されているが、不足の場合には、フィルムを利用し、註にフィルム巻数を記す。

二 米価変動

まず一九三一—三三年の華中各省の米価の変化を示し、それとの対比における江西地区の米価変動を検討しよう。

表Iによると、一九三一年一月に比べ翌年一月の米価は(長江水害により)一般に高いが、それでも浙江・江蘇・江西各省では約一〇%下落し、三三年以後、中国の米作地域の大部分で米価は持続的にかなり大幅な下落を示している。

ただし、表Iは国民政府の資料であるから、その江西省の項にはソビエト地区は含まれていなかったと思われる。しかし、ソ区全体の米価変動を時系列的に調査した資料は存在しない。ただ、これを断片的に知り得る資料は幾つかある。それらの中から季節・月を銘記しているものだけをもとに表IIを作成してみた。表IIが示すように、米価は一九二七年の秋に比べても下落するが、一九三二年秋には急激に落ちていることが分かる。一九三一年秋でさえソ区の米価は白区のそれに比べ $\frac{1}{6}$ — $\frac{1}{7}$

表 I 1931—34 年の華中各省における米の農家販売価格の変動⁽³⁾ (1931年=100)

省	1931年 1月	1932年 1月	1933年			
			1月	4月	7月	10月
江蘇	100	92	63	62	66	57
安徽	100	103	69	69	67	49
河南	100	120	102	106	69	68
湖北	100	105	80	87	61	58
四川	100	107	90	90	71	49
湖南	100	102	66	65	59	56
江西	100	90	76	75	87	68
浙江	100	87	69	66	65	64

表 II 江西ソビエト区の米価変動⁽⁴⁾

年・月	1927(秋)	1931・9	1932・9	1933・4	1933・10
一担当り 価格	3元[3]	2.5元[1]	1元[3] 2吊銭[2]	9元[3] 10元[4]	3元[3] 5元[4]

であったとされるから、翌年秋の米価の下落が如何に甚しいものであったかは容易に想像されよう。

三 米価下落の諸原因

一九三二年に始まる米価下落が、銀価上昇⁽⁶⁾と米の供給増によってもたらされたというのは、勿論その通りであろう。では、

なぜソ区において米価下落が甚しかったのであろうか。一九三一年の長江水災の影響が江西の山岳地帯に及ばなかったことは考えられる。しかし、また山岳地帯であるが故に、米の生産増は望めなかったであろう。

ソ区における米価下落の原因は他にもとめられる。それは、米の市場価格は基本的には米の需給バランスによるのであるが、土地改革後、小作農民は小作料を地主に収める必要がなくなり、収穫物を自由に処分できたこと、そして米を市場で買わねばならぬ「貧農・雇農」が減少したことであった。このことが市場における米の供給過多を生み価格の下落をもたらしたのである。しかも木材等の換金作物は経済封鎖により売り出すことが出来ず、農民は秋収穫後、米の六〇—七〇%を市場へ売る「必要」に迫られていたという。

1 J・L・バック等の調査によってよく知られているように、中国の農村は自給自足のできる状態ではなく、農民生活が貨幣経済と深く結びつけられていた。そのことはソ区においても同様であり、塩は福建・広東から、綿花は江蘇からの輸入に頼っている、しかも年々これらの物価は国民党の経済封鎖によって上昇したので農民の貨幣支出は増加せざるを得なかった。

2 農業において人手を臨時に雇う必要がある場合に、その賃銀はソ区において従来に比べ、かなり高かった。例えば、一九三一年九月の賃銀は「短期」で一日銅元二〇—三〇枚、「長期」で年八〇—一二〇吊であったが、一九三二年のそれは、稻の刈取りには一日八〇〇文(農繁期には一四〇〇文)に上昇する。

一九三二年末の江西省ソ政府の報告⁽¹⁰⁾にも、中央政府成立以來農村の臨時雇いの賃銀が上昇していることが示されている。

この賃銀上昇の原因は、内戦の爲の壮丁の兵士化による労働力減少と、政府の高賃銀化政策にあった。紅軍兵士の家庭では農繁期に一戸当り毎月約二五労働日、平素でも一〇労働日の援助を必要とする状態⁽¹¹⁾であり、戦争の長期化・紅軍拡大工作の展開につれて農業労働力の減少ははげしくなっていた。しかも、「農繁期には労働時間の延長は許されるが、……、延長時間の定額賃銀は一時間毎に計算し、通常労働時間の倍額または五割増でなければならぬ。」と規定する労働法規⁽¹²⁾は、農業賃銀の上昇をもたらした。

こうして、農家の現金支出が高まり、それだけ収獲物を市場に売り出さねばならなかったのである。

3 政府の高利貸禁止、低利政策のため、農民が従来のルー⁽¹³⁾トで別途現金を借用することができなくなったことは、一般的に農家の借款用途の九〇%以上が非生産用であった⁽¹⁴⁾ことからして農家収入は米の販売によらざるを得なかった。過去の高利貸契約を破棄させ農民の負担を解消させて、一九三二年二月以降、貸借は最高、年利一%、月利〇・一二%とし、かつ複利計算を禁止した⁽¹⁵⁾けれども、ソ区外の江西地区での利率が、年利一〇―四〇%であった⁽¹⁶⁾ことから極めて低利であったことがわかる。当然にこのことは、農民間の貸借関係の停滞をもたらすこととなった。

そのためソ政府は農民相互扶助組織として信用合作社を設立

するよう指示するのだが、一九三三年一月に至っても、「真の意味の信用合作社は未だ一個も存在しない」という状態であった。一方、江蘇・浙江両省の白区における信用合作社は全合作社数の実に八〇%以上を占めていた⁽¹⁷⁾。この白区における信用合作社の普及の理由は、そのままソ区におけるその未普及の理由を説明し得る鍵となるものである。

中国農村の窮境は個々の農民の窮乏ではなく、天災や内戦の下で、農民Aが窮迫している時にはやはり農民B・C……も同様に同時に苦難にあっている。従って農民の貨幣的欲求は、個々の農民のそれではなくて、農村全体のそれである。しかも、農村中最も救済を必要とされる最下層の農民は、合作社の組織保全の必要上、加入を拒否されざるを得ず、その意味で合作社は農村救済機関となりえないものであった。

白区における信用合作社の普及は別の意義を持っていた。それは、高利貸者が利率の低い信用合作社の資金を彼らの信用に依りて存分に流用し差額利子を得ることであった。以上のような理由からして、高利貸の禁止されたソ区において信用合作社の普及がみられなかったのも理解されよう。

なお、政府は信用合作社と並んで工農銀行を設立したが、この貸出先は主に國営企業・合作社であって、一般農民の直接の貨幣欲求を満たし得なかったばかりか、当初在来の貨幣を回収してソビエト鑄貨に改鑄したため、貨幣の欠乏をさらに増大させていた。

4 商人活動の阻害は、ソ区内の商品流通を停滞させ米の生

産地区の米価を下落させた。政府が商業の自由を保証しているにもかかわらず、農民による商店没収は各地で繁発し、一方、政府も企業会計を破綻を結果せしめるような、高い労働条件や所得税率⁽²²⁾を採用していた。例えば、一定の年期の間は業務を見習う反面、正式の賃銀を給せられず、家内及び職場内の雑役に駆使される条件で雇われる少年労働者であった徒弟に、該業労働者の平均賃銀の1/2⁽²³⁾（最高）を払うようにさせた。しかし、商人の活動にかわる組織をソビエトはもたなかった。

こうして、米価は農民の貨幣需要の増大による米の市場への供給増加と、初期の商人活動の阻害による流通の麻痺とによって、大幅な下落を生んだのであった。

四 米価下落の経済的社会的影響

1 ソ区内における米価下落が農民生活と農業生産に対してどのような影響を及ぼしたかと言うことについて、注目すべき記述⁽²⁴⁾がみられる。

「ソビエト区では一担の米を生産するのに平均では年間最低七日は人を雇わねばならない。公略県を例にとってみると、その費用は一日〇・二元（〇・一元の賃銀と〇・一元の食費）であるから、一・四元である。だが、米の価格は一元に満たないから、米一担の生産によって蒙る損害は〇・五―〇・六元に達する。」また、「一九三一年秋、竜岩大池の米価は一元で四斗であったが、農業労賃は一日一元の高さであった。日雇労働一〇日分で四〇斗の米を購入できる。四〇斗と言えば一人一年分の

食糧にあたる。したがって農民は多く耕作する気はなかった。」そこで、一九三二年には、江西ソ区内六県だけで合計一九〇、七四三担の荒田がみられた。⁽²⁵⁾当然にソ区農業生産力は低下を示し、紅軍補給力の減退は戦力低下を導びくこととなった。

2 さらに、別の一面として、ソ区内における農民の土地所有関係に変化を生じさせたと思われる。それは、一度土地改革を通じて地主―小作関係を解消し土地を獲得した旧小作農が、農業経営の苦境により土地を放棄する傾向を示したことによってである。しかも、土地改革は中央政府成立一年を経ても、一部の地域（公略県・興国県）を除いて不徹底であった。つまり毛沢東も言うように、地主、富農の中には、その伝統的影響力を利用して、土地改革を殆ど名目的なものにしてしまっていた者も少なくなかった。しかも土地法では土地を小作に出し、土地を売買することを禁止されていなかったのだから、一度土地を得た旧小作農が、再び高利貸の抵当としてその土地を失ない、新たに従来の地主との関係に戻った場合も少なくなかったのではないかと思われる。

このような状況は、土地所有の願望を満足させることによって農民勢力を中共の下に結集し、勢力の拡大を意図する中国共産党としては、まさに重大なことであった。

3 秋収期に米が著しく廉価であったために、米が豚・鶏・鴨の飼料や酒の原料として多用されたこと、及び、米がソ区外に比べ廉価であったために米の移出が促されたこと、これらの理由により、端境期には、大幅な米価騰貴が生まれた。表II

によれば長岡郷では、一九三二年秋には米一担一元であったが、翌年春には一担九元、つまり九倍の騰貴があったことが示される。

農産物価格が収穫期の直後に谷を、端境期に峯を作って季節的に上下することは、中国の商業に安定した大幅な利潤を保証したことは言うまでもない。しかし、ソ区において米価のこのような変動の幅を示したことは、ソ区に残存していた地主・富農・商人達の反共産党的行動を誘発することとなった。

さらに、このことは先にのべた「雇農・貧農」の土地放棄による地主―小作関係復帰とともに、ソビエト運動の成功に重大な阻害をもたらすものであったと考えられる。このような事態に直面し、中共中央は次のような対策を講ずることになる。

五 中国共産党の対応策

1 米価調節の方法とその効果 米価下落問題の解決の為に、一九三一年、竜岩県では米の最低価格が一担当り五元と規定されたが、それで取引が行なわれるはずもなく、依然として廉価（一担当り二・五元）で裏取引された。このような状況を見た中央政府は、一九三二年九月にソ区全域の米価下落問題に対処するため、食糧合作社の設立を呼びかけた。この合作社は、農民の持つ資金を集中し、これを資本として秋収期には米を市価より高く購入し、端境期には市価より安く販売することにより、米の市場出回高を調節して、米価下落のため苦境にある農民を救済する目的を持つものであった。言うまでもなく、この機能

を十分に果たすためには多額の資本を必要とし、しかも、糧食合作社の普及を図るには、資本集中の方法が農民に容易に受け入れられねばならない。そのため、「股票」の額は一元に、そして一回の発行数を少なくして、農民が買い易くし、一年間何回も繰り返すことによって、合作社の機能に必要な資本を確保しようとした。

しかし、この「股票」の購入は、米でも現金でも許されていたことと、当時農民の苦境は現金不足によることとであったから、合作社の設立がすぐには実現しなかつたのである。この資本集中の問題の解決には一九三三年夏まで待たねばならなかつた。

2 第四次「困勸」が終る一九三三年春頃から、中共中央は、国民政府による経済封鎖という事情が重なって一層弱体化したソ区経済力の回復を図る必要に迫られていた。経済体制の集中化・統一化を図るための国民經濟部の設置（対外貿易局、食糧調節局の付設）、現銀流出を防止するための「現銀の域外持ち出し登録制度」の樹立、農業生産発展のための春耕・夏耕・荒田開墾の運動等々を行ない、経済の再建を図った。

一方、土地改革の不徹底さと、一度土地を得た農民達が、米価下落による影響を受けて小作関係に復帰したことは、ソビエト工作に悪影響を与えていた。

この二つ（土地調査と経済建設）の問題を同時に解決し、かつソビエトの政治的・経済的・軍事的強化を実現するために、とられたのが、一九三三年六月に発動される査田運動と八月の

南部一七県経済建設大会で決議された「三〇〇萬元経済建設公債」の発行であった。

「土地改革→査田→経済建設」の順序で農村の交革をめざすというのが、毛沢東の基本的考え方⁽²⁾であったとしても、当時の経済的状况においては、「査田」と「経済建設」を同時に進めていかざるを得なかったのである。つまり、この査田運動は一方で前述したように苦境にある貧・雇農を、地主・富農からの財産の没収・分配を通じて救済し、他方で地主・富農からの「罰款」「損款」を通じて政府財政収入の増加を図るものであり、⁽³⁾経済建設公債は、査田運動により地主財産の分配を受けた農民から経済建設に必要な資金を政府に吸収し、その集中的活用により、合作社、食糧調節局・対外貿易局等の発展を図るものであった。

このようなソビエト側の努力に対し、一〇月、一年間に及ぶ国民党軍の兵力一〇〇万、飛行機三〇〇機を動員しての第五次「围剿」が正式に開始されるのである。

本稿を終えるにあたり、故村松祐次先生の御冥福をお祈り申し上げます。

- (1) 曹迫一『江西蘇維埃之建立与崩壊(一九三一一—一九三四)』一九六九年一月。
- (2) 『恐慌の発展過程における支那幣制改革の研究』(上海満鉄調査資料第一三編)。村松祐次『中国経済の社会態制』第二章第六節。(4) 資本主義的欧羅巴との接触の影響、銀塊本位制度の安定的作用と銀恐慌。

(3) "Silver and Prices in China", The Committee for The Study of Silver Values and Commodity Prices, Ministry of Industries, (Gov't of R. C.) 1935, p. 33

(4) (出所) [1] 「蓬々勃々の中国蘇維埃運動」、『江西の中央蘇区』(『紅旗週報』第二四期、一九三一年一月刊)、日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』

「以下『資料集』と略す」第五巻所収。

[2] 鄧子恢「發展糧食合作社來鞏固蘇区經濟發展」一九三二年九月(フィルム第一一巻)

[3] 「郷蘇工作的模範(一)長岡郷」一九三三年二月刊(フィルム第一一巻)

[4] 「郷蘇工作的模範(二)方溪郷」一九三三年一月刊(フィルム第一一巻)

(5) (4) の [1] 参照。

(6) ソ区における銀價騰貴は銀銅換算率をみても明らかである。「木油—暴動前每斤三〇〇文(每元五斤半)去年(一九三二年)九二〇文(每元三斤半)」(「長岡郷調査」の物価の項)。「規定銅元價格、国幣每元值同元参吊式百文」

「万泰県財政部召集各区財政部長聯席會議案」マイクロ第一〇巻)

(7) 木材・薪炭材の販売額は、江西九県だけで二七三萬元にのぼる。『実業統計資料』第一巻第四期四頁。

(8) (4) の [1] 参照。

(9) 長岡郷の場合。(4) の [3]

- (10) 「江西省蘇報告」(『紅色中華』第四一・四二期)『資料集』第六卷所収。
- (11) 長岡郷の場合。(4)の[3]
- (12) 「農村労働暫行法令」(『赤匪反動文献彙編』第五冊一三五七—一三六七頁)『資料集』第六卷所収。
- (13) 江西省の場合、農民は、地主から九・八%、富農から五三・二%、商家から一三・九%借りていた。(『中華民國統計提要』五三七頁表一五四参照。)
- (14) 敵中平等編『中国近代経済史統計資料選輯』三四四頁、表七二参照。
- (15) 「借貸暫行条例に関する決議」マイクロフィルム第一九巻。
- (16) 敵中平、前掲書、三四八頁表七六。
- (17) 「中華ソビエト区における経済建設状況」(『紅期』六二期、一九三三年一月二〇日)
- (18) 陳果天『中国之合作運動——一九三二年——』一一二頁の統計による。
- (19) 西孫六、「中国合作制度の研究(三)」(『上海』第九四一号、一九三五年五月)を参照。
- (20) 「湘干省工農銀行營業報告」一九三三年一月、(『赤匪文件彙編』二)マイクロ第二〇巻。
- (21) 江西省第一次工農兵蘇維埃大会「財政与経済問題的決議案」一九三二年、マイクロ第一〇巻。

- (22) 一九三二年には最低課税限度の引下げ(資本金二〇〇元から一〇〇元)とその税率引上げ(〇・二%から〇・六%に)が行なわれた。

(23) 「商店学徒工資一覽表」(抄録) マイクロ第一二巻所収。

分三期	1	2	3
学九ヶ月(三月一期)	該業工人等于中等工資	"	"
技術不好的標準	$\frac{1.1}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{4}{10}$
技術好的標準	$\frac{1}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{5}{10}$

- (24) 鄧子恢、(4)の[2]
- (25) 前掲、「江西省ソ報告」。
- (26) 毛沢東「查田運動是広大区域的中心重大任務」(『紅色中華』第八六期)『資料集』第六卷所収。
- (27) 鄧子恢、(4)の[2]
- (28) 「中華ソビエトにおける経済建設状況」(『紅旗』六二期、一九三三年一月)によると、一九三三年八月以前には五一三個、組合員数は一一万人、株金は九万元であった。
- (29) 「查田運動是広大区域的中心重大任務」
- (30) 中共江西省委員会「查田運動的概況」によると、回収地は八万担以上、地主、富農からの「罰款」「捐款」は五万二千元以上であった。

(一橋大学大学院博士課程)